

保護者の皆様へ

(公立高等学校等用)

令和7年度岐阜県公立高等学校等奨学給付金について

本制度は、高校生等がいる低所得世帯（生活保護受給世帯また県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税世帯）を対象に授業料以外の教育費負担を軽減するため、世帯構成等に応じて、奨学のための給付金を支給する制度です。この給付金は返済不要です。※専攻科においては一部多子世帯も含まれます。

1 対象者および給付額

裏面（対象確認シート）をご確認ください。

2 提出期限

令和7年9月19日（火）

（担当：溝下（第一職員室まで））

3 提出書類

※高校生の兄弟姉妹がいる場合、それぞれ申請書等を提出してください。

★必ずご確認ください！

- ・奨学給付金の受給には、税申告が必須です。
税未申告の方は必ず税申告を行ってください。
- ・保護者のいずれかが国外在住等により、保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できない場合は対象外となります。
- ・就学支援金と異なり、控除対象配偶者の方も税申告が必要と

① 申請書

② 保護者等の個人番号カードの写し等または所得課税証明書等

（（注）生活保護（生業扶助）受給世帯は生業扶助受給証明書又は高校生等本人の個人番号カードの写し等）

※個人番号カードの写し等を提出する場合は本人確認書類の提示もしくは提出が必要です。

※公立高等学校等就学支援金で同様の書類をすでに提出している場合は本申請での提出を省略できます。

※個人番号カードの写し等：個人番号カードの写し・個人番号通知カードの写し・個人番号の記載された住民票の写し・個人番号の記載された住民票記載事項証明書

所得課税証明書等：令和7年度の（所得）課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額の決定・変更通知書
住民税の納税通知書

（注）高等学校等の専攻科に通う生徒の世帯は除きます。ただし、非課税世帯であれば、生活保護を受給しているかどうかに関わらず対象となります。

③ 同意書兼委任状

④ その他 家庭状況に応じて必要な書類

（1）【専攻科】多子世帯（扶養している子が3人以上）の場合

- ・扶養親族申告書（様式2-2）

（2）学校諸費引落口座以外への給付金振込を希望する場合

- ・口座振込依頼書

4 個人番号カード等の取扱いについて

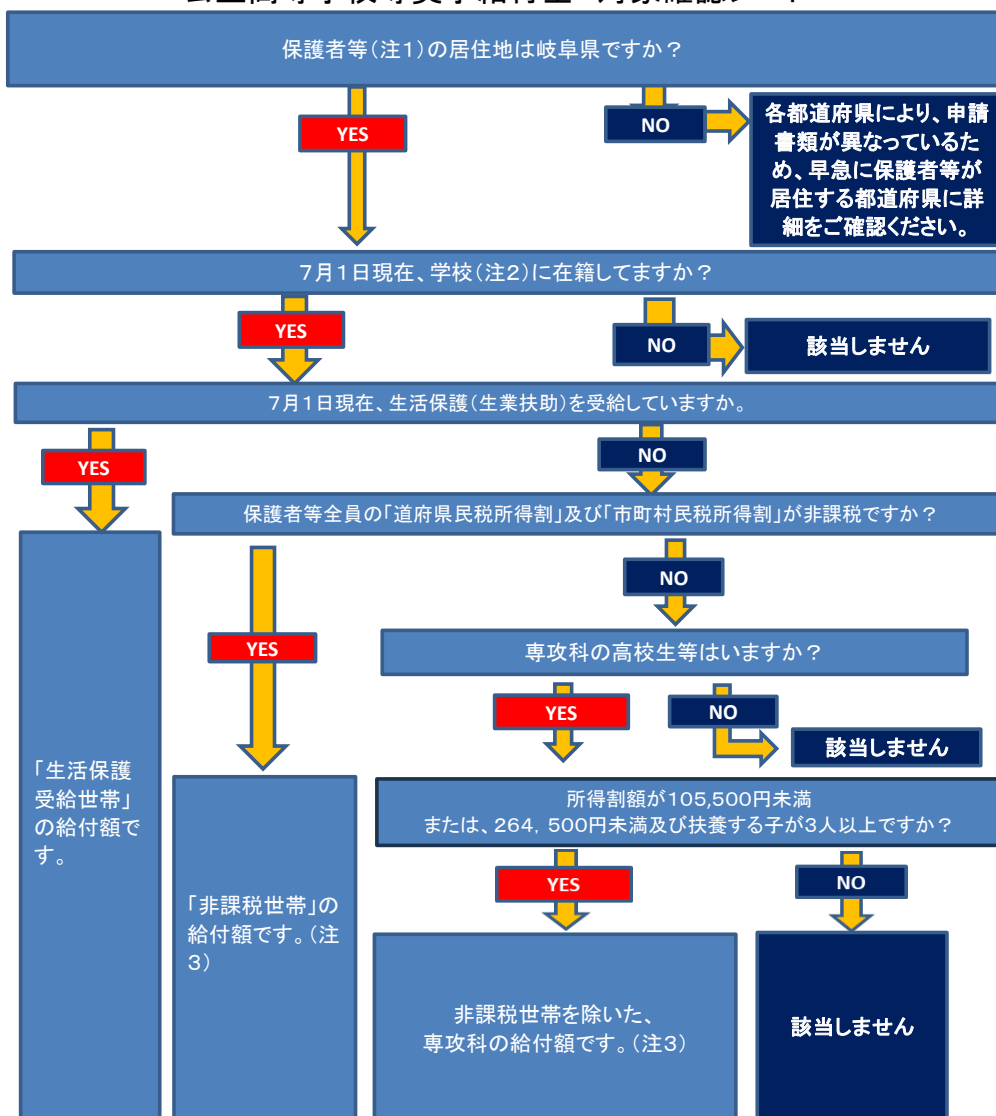
岐阜県公立高等学校等奨学給付金支給要綱に基づく事務手続を処理するために限って、個人番号カード等を使用し道府県民税所得割額、市町村民税所得割額及び生活保護関係情報を確認します。なお、公立高等学校等就学支援金ですでに個人番号カード等を提出している場合は当該個人番号カード等により確認することが可能です。

5 給付金の支給

12月末までに、申請者（保護者等）名義の預金口座に振り込みます。（早期支給をご希望する場合はご相談ください。）

なお、未納となっている授業料以外の教育費「学校諸費」がある場合は、学校長が受領して充当することがあります。

公立高等学校等奨学給付金 対象確認シート



給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制
生活保護(生業扶助)受給世帯	32,300円	
非課税世帯	143,700円	50,500円

	専攻科
非課税世帯	50,500円
所得割額が105,500円未満の世帯	10,100円
所得割額が264,500円未満及び扶養する子が3人以上の世帯	

(注1) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注2) 条件によっては対象とならない場合があります。また、特別支援学校の高等部は対象外です。

(注3) 全日制・定時制・通信制の非課税世帯と専攻科の世帯で、着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、当該災害等につき1回に限り、1人当たり64,800円を加算します。申請にあたっては学校へご相談ください。

高等学校就学支援金制度等との違い

就学支援金……授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金。返済は不要。
 岐阜県の奨学金……授業料以外の教育費のために高校生に貸与する。返済が必要。
 奨学給付金……授業料以外の教育費のために保護者に給付する。返済は不要。

申請書類提出先・お問い合わせ先

岐阜県立岐山高等学校 TEL058-231-2905 (担当:溝下(第一職員室))